

委託契約書約款

(総則)

- 第1条 受注者は、別冊の仕様書等（仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき、委託契約書に定める委託料をもって履行期間内に、委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書等に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は発注者が定める職員の指示に従うものとする。
- 3 受注者は、業務を履行期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

(業務の着手等)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に契約履行着手届出書を、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、この契約締結後7日以内に仕様書等に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(権利業務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(特許権等の使用)

- 第5条 受注者は、業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務の調査等)

- 第6条 発注者は、必要と認めるときは、業務に関して、受注者に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができるものとする。
- 2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。

(業務内容の変更等)

- 第7条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 受注者は、業務について仕様書等の不備、不測の支障の発生、その他正当な理由があるときは、理由を記した書面により直ちに発注者に対し業務の内容の変更を請求することができるものとする。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(履行期間の延長)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における履行期間の延長日数は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(危険負担)

第9条 第11条の規定による成果品の引渡し前に生じた損害、その他業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10条 発注者は、受注者の責に帰する事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めたときは、損害金を徴収して履行期間を延長することができるものとする。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料に対して、延長日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰する事由により、第12条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項に定める率で遅延利息の支払を発注者に請求することができるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第11条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
 - 3 前項の検査の結果不合格となり、発注者から期限を指定して補正を命ぜられたときは、受注者は、自己の負担でその指定期限内に補正して、発注者の検査を受けなければならない。この場合における発注者の検査については、前2項の規定を準用する。
 - 4 発注者の検査に合格したときは、受注者は、遅滞なく成果品を発注者に引渡すものとする。

(業務委託料の支払)

- 第12条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により、受注者から適正な請求書を受けたときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(解除権の行使事由)

- 第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに契約を解除することができるものとする。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (3) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (5) 受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント等業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、業務が完了するまでの間は、前項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができるものとする。

3 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 第7条の規定により業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

（解除の効果）

第14条 前条の規定によりこの契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅するものとする。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前条の規定によりこの契約が解除された場合において、必要があるときは、既履行部分の引渡しを受注者に請求することができるものとする。この場合において、発注者は既履行部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、支払額は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

3 前項の場合、第11条及び第12条の規定を準用する。

4 発注者は、前条第2項及び第3項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として受注者から徴収するものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものときは、この限りでない。

(1) 第13条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産開始手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規

定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合（第 13 条第 1 項第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができるものとする。

（秘密の保持）

第 16 条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、発注者の承認を得たときはこの限りでない。

2 受注者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときはこの限りでない。

（個人情報の保護）

第 17 条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱う場合には、第 4 条及び前条にかかわらず、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

（契約不適合責任）

第 18 条 成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、発注者は、受注者に対し指定する期限までにその契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求するものとする。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第 1 項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。この場合において、業務委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する業務委託料の減額の請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が発注者の与えた指示によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受注者が、その指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

5 発注者が契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引き渡したときにその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（規定の適用）

第 19 条 この契約に定めるもののほか、内灘町財務規則（昭和 40 年内灘町規則第 4 号）の定めるところによる。

（疑義の決定）

第 20 条 この契約の条項又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 受注者は、この契約による業務を実施するに当たり、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 受注者は、発注者の承認により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、又は下請させる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに発注者へ返却しなければならない。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を発注者に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況について、随時調査できるものとする。

(指示)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第12 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第13 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

内灘町から個人情報取扱事務の受託業務に従事される方へ(注意事項)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び内灘町個人情報保護法施行条例（令和5年内灘町条例第1号）の施行に伴い、個人情報取扱事務の受託業務に従事される方は委託業務期間中及び委託業務期間の終了後も、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。個人情報保護の違反者には、法律又は条例に基づき厳しい罰則が科せられますので、念のため申し添えます。

個人情報の保護に関する法律 抜粋

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十条 第七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。